随意契約の内容の公表

担当 部 課 こども子育て部 保育課 契約締結年月日 令和7年10月16日 業 務 名 令和7年度後期尾張旭市立保育園給食用精白米購入 保育園給食用の尾張旭市産精白米の購入(単価契約) 業 務 の 概 要 5 k g あたり 4,374円 (予定金額 4,374,000円) ** 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。 あいち尾東農業協同組合 地方自治法施行令第167条の2第1項 (減当する□欄に印をつけること) ■ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 □ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 □ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第6号 競争入札に付け入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東農業協同組合と随意契約を締結するものです。 農業協同組合と随意契約を締結するものです。		
業務 名 令和7年度後期尾張旭市立保育園給食用精白米購入 保育園給食用の尾張旭市産精白米の購入(単価契約) *	担当部課	こども子育て部 保育課
業務の概要 5 k g あたり 4,374円 (予定金額 4,374,000円) ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。 契約の相手方	契約締結年月日	令和7年10月16日
業務の概要 5 k g あたり 4,374円 (予定金額 4,374,000円) ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。 契約の相手方	業務名	令和7年度後期尾張旭市立保育園給食用精白米購入
契約金額(税込) 5 k g あたり 4,374円 (予定金額 4,374,000円) ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。 契約の相手方 あいち尾東農業協同組合 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること) ■ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 □ 第3号 常書者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 □ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東農業協同組合と随意契約を締結するものです。		保育園給食用の尾張旭市産精白米の購入(単価契約)
契約金額(税込)	業務の概要	
契約金額(税込)		
 業 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。 契約の相手方 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること) 第2号 左の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東農業協同組合と随意契約を締結するものです。 		5 k g あたり 4,374円
契約の相手方 あいち尾東農業協同組合 地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること) ■ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 □ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 □ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東農業協同組合と随意契約を締結するものです。	契約金額(税込)	(予定金額 4,374,000円)
地方自治法施行令第167条の2第1項		※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 □ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 □ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東農業協同組合と随意契約を締結するものです。 	契約の相手方	あいち尾東農業協同組合
■ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。 □ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 □ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東農業協同組合と随意契約を締結するものです。		地方自治法施行令第167条の2第1項
■ 第2号 き。 □ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。 □ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東農業協同組合と随意契約を締結するものです。	根拠規定	その桝類ワけ日的が競争入れに適さないたのをすると
 根 拠 規 定 □ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東農業協同組合と随意契約を締結するものです。 		
根 拠 規 定 □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東農業協同組合と随意契約を締結するものです。		
□ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東機業協同組合と随意契約を締結するものです。		□ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
□ 第7号 できる見込みのあるとき。 □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東随意契約理由の説明及び		□ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
□ 第8号 し落札者がないとき。 □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。 本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白 米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東 随意契約理由の説明 及び		
本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白 米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東 随意契約理由の説明 及び		
米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東 随意契約理由の説明 及び 農業協同組合と随意契約を締結するものです。		□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 農業協同組合と随意契約を締結するものです。		本業務は、地産地消及び食育の推進のため、尾張旭市産精白
及び		米に限定することから、物品の確保が可能であるあいち尾東
	随意契約理由の説明	農業協同組合と随意契約を締結するものです。
契約相手方の選定理由	及び	
	契約相手方の選定理由	

[※] 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部保育課です。